

令和7・8年度競争参加資格審査受付に関するQ&A（定期認定）

※当ページに該当しないものは下記アドレスにメールでお問合せください。

中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課 (hacchushinsaka@c-nexco.co.jp)

（定期認定）

Q1	令和7・8年度の競争参加資格の有効期間は、いつからいつまでか。
A	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで有効となります。
Q2	定期受付の申請は、いつからいつまでできるか。
A	◇インターネット一元受付方式（工事・調査等 共通） パスワード発行申請受付 令和6年11月1日(金)～令和6年12月27日(金) 申請用データの受付 令和6年11月1日(金)～令和7年1月15日(水) ◇文書郵送方式（工事・調査等 共通） ※インターネット方式で対応していない申請のみ 申請書類の受付 令和6年12月2日（月）～令和7年1月15日（水）
Q3	「物品・役務」及び「業務委託」の競争参加資格審査は実施しないのか。
A	実施しません。 WEB サイト等に掲載している発注公告に記載のある要件に合致すれば、入札の参加が可能となります。 なお、NEXCO中日本では、250万円未満を見込む物品購入やサービス提供の契約を結ぶ際に実施する見積競争に参加いただける事業者の皆さまを募集しております。 https://contract.c-nexco.co.jp/small_contract/
Q4	令和5・6年度の申請様式で令和7・8年度も申請ができるか。
A	令和5・6年度と令和7・8年度では、様式や記載内容が異なる箇所があるため申請できません。 また、他の発注機関の申請様式にて申請いただいた場合も受付できません。
Q5	持参での申請は受け付けているか。
A	持参での申請書提出については、ご遠慮いただいております。 定期受付については、原則「インターネット一元受付方式」とし、「文書郵送方式」はインターネット一元受付方式では対応していない申請に限ります。 随時受付については、電子メールでのみ受付となります。提出先アドレスは次の通りです。 提出先アドレス： hacchushinsaka@c-nexco.co.jp
Q6	書類を受け取った際の「受領確認メール」又は「受領印」はもらえますか。
A	受領確認のための返信メール等はおこなっておりません。 なお、随時認定・変更届のメール提出時には自動応答メールの送付を以て受領確認とします。

Q7	競争参加資格の認定がされたときは、通知書が届くのか。
A	<p>認定通知書の発行はいたしておりません。</p> <p>弊社 WEB サイト内にある「競争参加資格登録者名簿」(Q12参照) 又は「資格登録者検索」にて、競争参加資格の認定結果及び認定状況を確認ください。</p> <p>なお、定期受付分につきましては、令和7年4月1日(火)に弊社 WEB サイトで公表いたします。令和7年5月1日(木)認定以降は、原則毎月第1営業日に名簿を更新いたします。</p>

Q8	定期認定に関するインターネット申請の入力方法を知りたい。
A	<p>インターネットの入力及びシステムに関する質問につきましては、以下のヘルプデスクにお問い合わせください。</p> <p>【工事申請のヘルプデスク】 電話番号：06 - 6733 - 6857</p> <p>【調査等申請のヘルプデスク】 電話番号：03 - 5542 - 0355</p> <p>令和6年11月1日(金)～令和7年1月15日(水) 9:00～17:00</p> <p>ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の受け付けは行なっておりません。</p>

Q9	定期受付の申請期間(Q2参照)に間に合わない場合の認定日はいつになるか。
A	<p>令和7年1月16日(木)から令和7年4月15日(火)までに申請いただいた分については、令和7年5月1日(木)の認定を予定しております。これ以降の申請分については、各月の15日までに申請書類に不備なく受け付けた場合、翌月の第一営業日に認定を行ないます。</p>

Q10	業者コード番号を知りたい。
A	<p>弊社 WEB サイトの「企業情報ホーム」⇒「調達・お取引」⇒「競争参加資格」⇒「資格登録」を開くと、「競争参加資格登録者名簿」の10桁の番号が記載されております。</p> <p>また、「資格登録者検索」から検索いただくことも可能です。</p>

Q11	令和7・8年度の公表名簿は、いつからどこで閲覧できるか。
A	<p>令和7年4月1日(火)10時より弊社 WEB サイトで公表します。</p> <p>「企業情報ホーム」⇒「調達・お取引」⇒「競争参加資格」⇒「資格登録」を開くと、「競争参加資格登録者名簿」が掲載されていますので、御社のデータをご確認ください。</p> <p>また、「資格登録者検索」から検索いただくことも可能です。</p>

Q12	申請した競争参加資格審査の書類について、修正は可能か。
A	<p>定期認定のインターネット一元受付方式では、一定期間内(令和7年1月15日(水)まで)において修正を認めています。</p> <p>なお、随時認定・変更届での修正はできません。</p>

(申請書の記載方法)

Q13	「執行役員」や「執行役」を申請者として競争参加資格審査申請書を提出することはできるか。
A	申請者は、本社（店）の代表者である必要があるため、「執行役員」や「執行役」を申請者とすることはできません。 ただし、委員会等設置会社において、会社を代表する権限を有する「代表執行役員」は申請者となることが可能です。
Q14	登記事項証明書上の本社（店）と経営事項審査を受けた建設業の許可を受けている本社（店）が異なる場合、様式1（申請書）・様式4（営業所一覧表）に記載する本社（店）はどちらになるか。
A	様式1（申請書）・様式4（営業所一覧表）の記載にあたっては、経営事項審査を受けた建設業の許可を受けている本社（店）を記載してください。
Q15	営業所一覧表に記載できる営業所はどのようなものか。
A	工事においては、経営事項審査を受けた建設業の許可を有しているすべての本店・支店・営業所等を記載してください。 調査等においては、常時契約を締結する本店・支店・営業所等を記載してください。
Q16	年間平均完成工事高または年間平均実績高が「0」の場合でも、申請することはできるか。
A	「0」の場合でも、申請は可能です。 ただし、工事の場合は、希望する工事種別に対応した建設業の許可を受けており、かつ、経営事項審査を受けている必要があります。また、調査等の場合は、希望する業種区分において、事業に必要な登録を受けている必要があります。
Q17	土地評価業務の競争参加資格を希望する場合、地質調査技士資格を持っている技術者が在籍している必要はあるか。
A	必要ありません。 なお、土地評価業務において、不動産鑑定を行う場合には、事業に必要な登録証明書として、不動産鑑定業者であることを証する書面の提出が必要となります。

(その他)

Q18	新規申請を提出し、電子入札システムのため電子証明書を取得したが「利用者登録画面」の「資格審査情報検索」で会社情報が出てこない。
A	<p>①令和7年4月1日(火)以前は電子入札システムへの登録が行われません。</p> <p>②「資格審査情報検索」画面では下記点が誤っていると検索できないためご確認をお願いします。</p> <p>業者番号 : 事業者コードを入力します。(半角英数字9文字) ※事業者コード10桁から<u>2桁目の0を減らした9桁で記入</u>。</p> <p>商号又は名称 : 商号又は名称を入力します。(全て全角40文字以内) ※株式会社は「<u>(株)</u>」(全角括弧に株)としてください。</p> <p>ユーザID : <u>記入不要</u>。</p> <p>パスワード : <u>記入不要</u>。</p>